

## 資料 1

令和2年度 第4回  
新潟市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会  
令和3年2月8日開催

# パブリックコメントの結果について

## 1. 実施結果について

### ■ 募集期間

令和2年12月21日（月曜）から令和3年1月19日（火曜）まで

### ■ 配布・閲覧箇所

- ・ 高齢者支援課（市役所本館1階）
- ・ 地域包括ケア推進課（市役所本館1階）
- ・ 介護保険課（市役所本館1階）
- ・ 市政情報室（市役所本館1階）
- ・ 広聴相談課（市役所本館1階）
- ・ 各区役所地域課・地域総務課
- ・ 各出張所
- ・ 中央図書館（ほんぽーと）
- ・ 本市ホームページ

### ■ 意見提出方法

郵送、ファクシミリ、電子メール、窓口持参

### ■ 意見提出状況

提出者数：4名 ※ 意見件数：8件

提出方法：電子メール 3名

窓口持参 1名

### ■ その他

- ・ 提出のあった意見について、個別の回答は行わない。
- ・ 意見は取りまとめ後、市の考え方を付して、市ホームページ等で公表する。

## 2. 意見概要と市の考え方について

※ No.は受付した順番

| No. | 記述・<br>関連箇所  | ご意見の概要  | 市の考え方   | 修正 |
|-----|--|---|---|----|
| 1   | (P-)<br>表題   | 「第8期」を入れたら<br>いかがでしょうか。   | 「第8期」は計画の期間であるため、表題は<br>計画の名称と同じ「地域包括ケア計画〔新潟市<br>高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画〕」と<br>しております。   | なし |
| 2   | (P-)<br>追加資料   | 追加資料として、委員<br>会のメンバー一覧並びに<br>専門用語、例えば要介護<br>1・2・3・4・5、要<br>支援1・2はどんな状態<br>の人を言うのか、地域密<br>着型サービスとはどんな<br>内容のサービスなのか、<br>その違いは等の解説を用<br>語集としてまとめ添付し<br>てください。 | 最終的な計画書には、委員名簿や用語解説等<br>を含む資料編を掲載いたします。<br>なお、要支援または要介護度の状態像につい<br>ては明確な定義はなく、その判定は介助の方法<br>や障がいの有無などの統計データに基づき推計<br>された介護の手間の多寡や医師等による判定で<br>決まることから、用語集への掲載は難しいと考<br>えます。 | あり |
| 3   | (P20)<br>第4章 施策の<br>展開について<br>1. 介護予防・<br>健康づくり、社<br>会参加の推進<br>〔予防〕<br>(1) 健康づく<br>りと介護予防の<br>推進 | 特定健康診査・特定保<br>健指導の対象年齢制限を<br>なくしてください。  | 特定健康診査・特定保健指導は、「高齢者の<br>医療の確保に関する法律」の規定により、40<br>歳から74歳を対象とした健診であり、対象年<br>齢制限をなくすことはできません。<br>なお、後期高齢者医療制度加入者も、同法に<br>基づき、特定健康診査と同等の内容の後期高齢<br>者健康診査を受けることができます。            | なし |
| 4   | (P20)<br>第4章 施策の<br>展開について<br>1. 介護予防・<br>健康づくり、社<br>会参加の推進<br>〔予防〕<br>(1) 健康づく<br>りと介護予防の<br>推進 | 「オーラルフレイル予<br>防事業」の対象年齢を入<br>れてください。  | ご意見のとおり、対象年齢を記載します。   | あり |

|   |  |   |   |    |
|---|--|---|---|----|
| 5 | <p>(P58)</p> <p>第5章 介護サービス量の見込みなどについて</p> <p>2. 介護サービス量など見込みとその確保策</p> <p>(1) 介護保険施設などの基盤整備</p> <p>■ <u>特定施設入居者生活介護(介護付有料老人ホームなど；地域密着型を含む)</u></p>                 | <p>既存の軽費老人ホーム(ケアハウス)のみではなく、住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅においても、常時の介護が必要な状態になっても住み慣れた環境で暮らし続けたい、終身利用したいという意向に応えられるよう、小さな単位でも良いので特定施設入居者生活介護の指定について検討を進めて頂きたいと思います。</p> | <p>本市では、特定施設入居者生活介護が地域包括ケアシステムに果たす「住まい」の役割に需要の高まりがみられる一方、サービス量は他の政令市と比較して少ないことを踏まえ、第8期計画においては介護付有料老人ホームの新規整備を促進することに加え、既存の軽費老人ホーム(ケアハウス)における特定施設入居者生活介護の提供を進めることとしています。</p> <p>住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅においては、特定施設と同様に需要の高まりがみられ、また介護が必要な方の受け皿としての役割が期待されています。本市では、第8期においては既存施設における特定施設入居者生活介護の提供は行わない考えですが、第9期に向け、入居者の状況や運営事業者の意向等を確認したうえで、検討を進める必要があると考えています。</p>                | なし |
| 6 | <p>(P54)</p> <p>第5章 介護サービス量の見込みなどについて</p> <p>2. 介護サービス量など見込みとその確保策</p> <p>(1) 介護保険施設などの基盤整備</p> <p>■ <u>介護老人保健施設(特別養護老人ホーム；地域密着型を含む)</u></p> <p>②整備年度・整備地域の考え方</p> | <p>地域福祉のために広域型特別養護老人ホームの新設を希望します。</p>   | <p>本市では、第8期計画において、第7期に引き続き「地域包括ケアシステムの深化・推進」を基本理念として掲げており、高齢者が住み慣れた地域で、安心して生活を継続できるよう支援するため、地域密着型を中心としたきめ細かな基盤整備を推進します。特別養護老人ホームの新規整備については、地域密着型2カ所(58人分)を予定しています。</p> <p>また、広域型特別養護老人ホームについては、新たに整備を行うのではなく、既存の併設型ショートステイからの転換を推進することで特別養護老人ホームの床数の確保を図る考えです。</p> <p>第7期計画では、第6期中に地域密着型での整備が進まなかった地域において広域型特別養護老人ホームの整備を進めました。今後の基盤整備についても、地域の整備状況等を踏まえ、広域型での整備も含めて検討していきます。</p> | なし |

|   |   |  |  |    |
|---|---|--|--|----|
| 7 | <p>(P58)<br/>第5章 介護サービス量の見込みなどについて<br/>2. 介護サービス量など見込みとその確保策<br/>(1) 介護保険施設などの基盤整備<br/>■ 特定施設入居者生活介護（介護付き有料老人ホームなど；地域密着型を含む）<br/>②整備年度・整備地域の考え方</p> | <p>【提案内容】<br/>住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅における特定施設入居者生活介護の提供について、今後ではなく、第8期計画でもご検討願います。<br/>【修正理由】<br/>住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅での生活が継続できるよう、一部で特定施設入居者生活介護の提供が可能になれば、より安心できる生活が送れると考えております。</p>  | No. 5 の回答参照  | なし |
| 8 | <p>(P57)<br/>第5章 介護サービス量の見込みなどについて<br/>2. 介護サービス量など見込みとその確保策<br/>(1) 介護保険施設などの基盤整備<br/>■ 認知症高齢者グループホーム<br/>②整備年度・整備地域の考え方</p>                       | <p>【提案内容】<br/>認知症高齢者グループホームの整備について西区：黒埼圏域についても、ご検討願います。<br/>【修正理由】<br/>黒埼圏域は他圏域と比較して整備率は高いとは言えません。本計画の西区で整備を予定している、小針・小新圏域、坂井輪・五十嵐圏域と比較すると、地価が安く、利用者にとって入りやすい、安価な利用料金の施設整備がしやすいと考えております。</p> | <p>本市では、認知症高齢者の増加によるニーズの高まりに対応するため、認知症高齢者グループホームの整備促進を図ってきました。第8期計画においても、引き続き整備の中心として8カ所（144人分）の新規整備を予定しています。<br/>整備地域については、地域的偏在を防ぐため、認定者数に対する整備状況を基に、整備率の低い日常生活圏域を対象としています。西区においては、黒埼圏域を除く3圏域がより整備率が低く、優先的に整備すべき地域として整備対象としています。<br/>今後も地域の整備状況等を踏まえながら、きめ細かな基盤整備を進めていきます。</p> | なし |